

様

会社を退職されるに当たり、社会保険（雇用保険、健康保険、厚生年金保険）や税金等、次の手続きが必要となります。ご一読のうえ、お手続きください。

## 1. 雇用保険の手続き

雇用保険の給付は、失業給付と就業促進手当（就業手当、再就職手当）等があります。自己都合退職の場合は、退職前2年間に12月（各月11日）以上の被保険者期間が必要です。

イ) **失業給付**…会社を退職し、働く意思と能力がある場合、再就職されるまでの一定期間生活の安定を図り、求職活動を行う為に支給されます。

受給の手続き	退職後、離職票がお手元に届いたら、あなたのお住まいを管轄するハローワークへ次のものを持参し、【求職の申込】をして下さい。 1. 雇用保険被保険者離職票-1及び離職票-II 2. 雇用保険被保険者証 3. 求職申込書 4. 本人・住所・年齢の確認ができる物(住民票、運転免許証、旅券等) 5. 写真2枚(3×2.5cm程度の正面上半身、3ヶ月以内) 6. 印鑑 7. 本人名義の預金通帳
受給期間	退職した日の翌日から1年間、下記の給付日数を限度として受給できます。(できるだけ早く求職の申込をしてください) 4週間に1回ハローワークで失業の認定を受けると、失業給付が指定口座へ約1週間後に振り込まれます。
給付内容	失業認定を受けた後、 <b>基本手当日額</b> <b>日分</b> が支給されます。 (基本手当日額は、退職前6ヶ月の給与総額÷180の5割～8割です)

ロ) **再就職手当**…給付日数を残していても、安定した職業についてた場合には一時金が支給されます。

受給の要件	1. 1年を越えて引続き雇用される職業に就いたこと。(被保険者資格者) 2. 所定給付日数が1/3以上、かつ45日以上の基本手当が残っていること。 3. 待期7日間が経過後に職業に就くこと。 4. 給付制限中の場合は、待期期間の満了後1ヶ月間については、ハローワークの紹介により職業に就くこと。 5. 退職前の事業主及び関連会社に雇用されたものでないこと。
受給の手続き	就職した日の翌日から1ヶ月以内に、あなたのお住まいを管轄するハローワークへ次の書類を提出してください。 1. 再就職手当支給申告書 2. 受給資格者証 3. 就職先の採用証明書

ハ) **就業手当**…職業に就いた者で、再就職手当の支給対象に該当しない場合に支給されます。

## 2. 健康保険の手続き

<p>任意継続を申請</p>	<p><b>任意継続被保険者制度とは…</b></p> <p>退職前に2ヶ月以上継続して被保険者であった方の申請により、退職後も原則2年間は継続して被保険者となる事ができる制度です。これによって、退職前と同じように自己負担3割で医療給付を受ける事ができます。保険料は、事業主負担分も含めて全額自己負担です。</p> <p>申請先…全国健康保険協会（協会けんぽ）          支部（お住まいの管轄都道府県支部）TEL（ ）</p> <p>提出期限…必ず、 月 日まで（退職の翌日から20日以内）</p> <p>提出書類…</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 任意継続被保険者資格取得申請書</li> <li>2. 健康保険被扶養者届</li> <li>3. 保険料… 円（月額）</li> <li>4. 印鑑</li> </ol> <p>納期限…毎月10日までに納付（前納制度もあり）</p> <p>注意点…</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. H20年10月現在、政管健保の保険料上限金額は22,960円（介護有26,124円）ですが、保険料は改定される場合があります。</li> <li>2. 傷病手当金・出産手当金は支給されません。</li> </ol>
<p>国民健康保険に加入</p>	<p>任意継続や他の医療保険に加入しない方は、14日以内にお住まいの市区町村で国民健康保険への加入手続きをしてください。医療費の自己負担は3割で、保険料は、お住まいの市区町村により異なります。</p> <p>提出書類…</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 国民健康保険加入届</li> <li>2. 退職証明書または資格喪失証明書</li> <li>3. 年金証書（退職被保険者のみ）</li> </ol> <p>保険料計算の一例 → 基礎保険料分 + 介護保険料分          基礎分 = ((定数w × 加入者数) + 当該年度の住民税額<sub>※</sub> × 定数x)          介護分 = ((定数y × 介護保険対象者) + 当該年度の住民税額 × 定数z)</p> <p style="text-align: right;"><small>※固定資産税が含まれる市区町村もあります</small></p>
<p>家族の健康保険の被扶養者になる</p>	<p>退職後の年間収入が130万円未満（60歳以上または、障害者は180万円未満）であれば、原則被扶養者となることができます。ただし、健康保険組合により、認定基準が異なる場合がありますので確認してください。</p>

## 3. 年金の手続き

老齢年金を受けている方は、特に手続きは要りません。20歳以上60歳未満の方は、お住まいの市区町村の年金課で国民年金に加入してください。

御本人：加入手続きと同時に「第2号」被保険者から「第1号」被保険者へ種別変更されます。  
 配偶者：20歳以上60歳未満の方は、60歳になるまで国民年金に加入が必要です。加入手続きと同時に「第3号」被保険者から「第1号」被保険者へ種別変更されます。  
 保険料：ご本人と配偶者それぞれ、14,410円/月（平成20年）となります。

#### 4. 税金の手続き

所得税	会社より交付された「源泉徴収票」は、翌年の確定申告に必要です。 今年中に再就職された場合は再就職先に「源泉徴収票」を提出して下さい。
住民税	退職後、市区町村から送付される納付書で納付（退職時に残高を一括徴収された場合は退職後の納付は不要）して下さい。再就職された場合、再就職先で給料より控除するかどうかは再就職先にご相談ください。
翌年の住民税対策	住民税は、前年の所得に対して課税されます。従って退職後所得がダウンした場合でも、前年の所得に対する住民税が徴収されますので、慌てないようにしかるべき額の準備をお奨めします。